

令和5年度第1回日進市都市計画審議会 議事要旨

- 1 開催日時 令和5年11月2日(木)午前10時00分から同11時10分まで
- 2 開催場所 日進市中央福祉センター2階 多機能室
- 3 出席者
委員
岩淵晃久、島村きよみ、中島まなみ、風岡嘉光、都築尚信、武田立史、
成瀬智恵子(代理)、岩佐智生、上田信子
事務局
蟹江健二(都市整備部長)、伊藤信一郎(都市整備部参事)、大橋大泉(都市計画課長)、
川合陸仁(都市計画課主幹)、下村昂平(都市計画課都市計画係主事)
- 4 傍聴の可否・傍聴者の有無
可・有(1名)
- 5 審議事項
(1) 審議会長等の選出
(2) 名古屋都市計画生産緑地地区の変更(市決定・付議)
(3) 名古屋都市計画公園の変更(市決定・付議)
- 6 議事

事務局	開会(午前10時00分開始)
事務局	(あいさつ)
事務局	本審議会における委員を資料No.1-1「日進市都市計画審議会委員名簿」の記載順に紹介する。
委員	(順に各自あいさつ)
事務局	以上、11名の委員構成となる。 本日の出席委員は9名、欠席委員は2名。会議の開催は、同条例第6条第2項の規定に基づき、委員総数の過半数に達しているため、会の成立をあらかじめ確認する。 議事に入る。審議会の議長については、資料No.1-2「日進市都市計画審議会に関する運営規程」第6条の規定により、「審議会の会議においては、会長が議長となる」となっているが、会長が決定されるまでの間は、都市整備部長が代理として議長を務める。
議長代理	傍聴の申込みについて確認する。
事務局	傍聴の申出(1名)あり。傍聴人入室。
議長代理	傍聴人においては、途中退席、私語、撮影、録音等は慎むようお願いしたい。議題に移る。
事務局	議題1「審議会長等の選出」について説明する。 資料No.1-2「日進市都市計画審議会条例」のとおり、会長の選出については、同条例第5条第1項において、「学識経験を有する者につき任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める」となっている。本審議会では、風岡委員、武田美恵委員、都築委員、市川委員、武田立史委員の5名が、この「学識経験を有する者につ

	<p>き任命された委員」に該当し、委員の選挙により会長を選出するものとなる。</p> <p>資料 No. 1-3 「日進市都市計画審議会に関する運営規程」のとおり、選挙方法については、同運営規程第 2 条第 1 項で無記名投票による選出が原則とされているが、同条第 3 項において、委員中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる」とされている。そこで、指名推薦を用いるかどうかを諮る。</p>
議長代理	事務局より提案があったが、会長の選出については、指名推薦とすることとしてよろしいか。
委員一同	(異議なし)
議長代理	会長を指名推薦で決めたいと思うが、推薦はないか。
委員	県の部長級の職務を務められ、本審議会の前任期におかれても、会長として議事を円滑に進行しておられた風岡委員を会長として推薦する。
議長代理	推薦があったが、他にはないため、風岡委員を会長とすることに異議はないか。
委員一同	(異議なし)
議長代理	風岡委員に会長就任の挨拶をいただき、議長として今後の会議の進行をお願いする。
議長(会長)	(あいさつ)
事務局	会長代理の選出に移る。資料 No. 1-2 の条例第 5 条第 3 項の規定に「会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。」と定められているため、会長より代理者の指名をお願いしたい。
議長(会長)	前任期におかれても会長代理を務められた武田美恵委員を会長の職務を代理する委員に指名する。
事務局	続いて、議事録に関して説明する。資料 No. 1-3 の運営規程第 8 条第 1 項の規定に、「審議会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員 2 名が、これに署名するもの」とされているため、議長より署名者 2 名の指名をお願いする。
議長(会長)	本日の議事録署名者は、岩淵委員と島村委員に依頼する。 次の議題に移る。
事務局	<p>議題 2 「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」について説明する。</p> <p>まず、資料 No. 2 の 2 枚目をご覧ください。</p> <p>はじめに、生産緑地の概念や指定要件等について「生産緑地地区の変更理由書」と上に書かれているもの、について説明する。</p> <p>まず、生産緑地とは、市街化区域内にある農地等を計画的に保全し、良好な都市環境を形成することを目的として指定した一団の農地のことで、日進市では平成 6 年 12 月に生産緑地の当初指定、また令和元年に市街化区域への編入を行った日進</p>

北部地区の追加指定をしている。

生産緑地地区の指定要件は3つあり、全てを満たさなくてはならない。

第1に、公害や災害を防止し、都市環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること。

第2に、面積が500平方メートル以上であること。

第3に、農業の継続が可能な条件を備えていること。

生産緑地の指定を受けると、指定後30年間は保全すべき農地として維持・管理を義務付けられる。そのため、原則生産緑地地区内では宅地造成や建築行為等はできない。

現在日進市で指定している生産緑地は団地数にして144団地である。

今回の都市計画変更が認められれば団地数が4箇所減り、差し引き140団地になる。

ここでいう団地とは、物理的に一体性のある生産緑地区域のことを指し、生産緑地を指定する1つの単位となる。

続いて、生産緑地の指定が解除される場合だが、まず生産緑地法第10条の規定にある買取申出制度というものがある。

生産緑地法上の要件に該当する場合に、生産緑地を営農管理する主たる従事者から市長に対し、この買取申出ができるが、例年この案件の大部分は関係図書が提出されてから3か月間を経過し、買い手が付かず生産緑地法第14条の規定によりその生産緑地についての行為の制限が解除されている。

本日は、この生産緑地法第14条の規定により制限の解除が行われたものの他、公共施設の敷地に供されたものについても区域の変更を行う必要がある。今回はこれらの生産緑地地区の都市計画変更を行うための原案を説明することが主旨になる。各理由による変更内容のまとめは5番に記載したとおりだが、後々各変更箇所について説明する。

資料の1枚目にお戻りいただきたい。こちらは法定図書の中の「計画書」になるが、こちらに記載のとおり、生産緑地面積としては約21.1ヘクタールに変更となる。

変更前は約21.8ヘクタールであり、約0.7ヘクタールの減となる。変更理由は先に説明した内容と同様のため、以下割愛する。

資料の3枚目に、市内の生産緑地全てを記載した総括図が確認用で付いている。縮小版で、非常に見づらいため、詳細は壁面の資料をご覧ください。

資料4枚目からの図面は「計画図」になるが、こちらに添って各エリアにおける生産緑地の変更箇所を説明する。この計画図の見方だが、図面右下の凡例「緑色」に着色されている部分は、既存の生産緑地、「黄色」で着色されている部分は、今回の都市計画変更で除外される生産緑地になる。

(1 ページ目)

対象地区は赤池箕ノ手土地区画整理事業地内である。1-55団地について、黄色で着色しているが、主たる従事者の死亡により除外とし、残る筆があるため、団地の一部除外となる。

また、1-56団地については、主たる従事者の死亡により除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地消滅となる。

(2 ページ目)

対象地区は、浅田町上納、平池及び上小深田である。2-25団地については、主たる従事者の故障により除外とし、残る筆があるため、団地の一部除外となる。

2-30、2-38団地については、主たる従事者の故障により除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地消滅となる。

	<p>(3 ページ目)</p> <p>対象地区は、岩崎町芦廻間である。12-14 団地については、生産緑地法第 8 条第 4 項に規定する、公共施設等の設置に係る行為についての通知、具体的には水道施設の築造に伴う通知があったため、一部生産緑地から除外するものである。</p> <p>(4 ページ目)</p> <p>対象地区は、竹の山二丁目である。30-10 団地について、主たる従事者の死亡により除外とし、他に一団地を形成する生産緑地がないため、団地消滅となる。</p> <p>(5 ページ目)</p> <p>対象地区は、米野木台四丁目である。31-15 団地について、主たる従事者の故障により除外とし、残る筆があるため、団地の一部除外となる。</p> <p>最後に、これまでの経過と今後のスケジュールを説明する。</p> <p>8 月 7 日に説明会を開催したが、参加者はなかった。その後、愛知県に事前協議をかけ、異存なしと回答をいただいた。その後、都市計画法第 57 条に基づく案の縦覧を、10 月に都市計画課の窓口等で行った。縦覧者は 4 名で意見書の提出はなかった。</p> <p>今後については、本審議会で認められた後、愛知県知事への協議を行う。異存なしという回答をいただければ、年内を目途に都市計画変更の決定・告示を行う予定である。</p> <p>生産緑地については、以上である。</p>
議長（会長）	事務局の説明に質問はあるか。
委員	2-30 団地はどういう理由で除外となったか。
事務局	主たる従事者の故障により除外するものである。
委員	生産緑地地区の面積要件で 500 平方メートル以上というものがあるが、国土交通省によると、法改正により市町村が条例で定めれば、面積要件を 300 平方メートル以上に引き下げることができる。日進市ではこの面積要件の引き下げを実施しているか。していない場合はその理由について教えていただきたい。
事務局	法改正後の平成 29 年度の都市計画審議会にて面積要件の引き下げについて議論いただき、本市については県内においても生産緑地地区の面積が多いこと等から面積要件の引き下げは実施せず、500 平方メートル以上のままとしている。
委員	今後高齢化に伴う主たる従事者の故障等により、生産緑地地区の面積がより減少していくと思われるが、このことについてどのようにお考えか。
事務局	平成 29 年あたりであったと思うが、法改正により市街化区域内の生産緑地は「あるべきもの」となったため、減少していくことは好ましくない状況であるという考えもある。ただ自治体によってそれぞれ地形や状況が異なる中で、本市においては、市役所を中心とした市街化調整区域に農地や里山、東部丘陵等が広がっており、市街化区域からの距離についても 2～3 キロメートル程度と、市街化区域のすぐ周辺に緑が多く存在する。また、市街化区域においても 20 ヘクタールほどの生産緑地が存在していることから、現時点では早急に対応が必要な状況ではないと考える。
委員	説明会の参加者が 0 人であったことについて、どのようにお考えか。

事務局	<p>説明会の開催については市ホームページ及び広報で周知している。この説明会は本来、法律等で必ず開催されなければならないものではないが、用途地域の変更等と同様に説明会の機会確保は大切だと考え実施している。</p> <p>今回については主たる従事者の死亡・故障による除外がほとんどであったため、ホームページ等の閲覧により内容をご理解いただいたことから参加者がいなかったとも考えられる。</p>
委員	<p>仮に住民から意見があった場合は、この審議会に示されるのか。</p>
事務局	<p>案の縦覧において意見書の提出があった場合は、都市計画審議会に示さなければならないこととなっているため、意見に対する市の考え方とともにこの審議会にお示しすることとなる。</p>
議長（会長）	<p>先ほど生産緑地地区の面積が多いとの説明があったが、他の市町村と比較したデータはあるか。</p>
事務局	<p>直近のデータではないが、数年以内に内部で調べた際に日進市は上位にいたと認識しており、この発言に至った。</p>
委員	<p>まず一つ目は要望となるが、総括図が縮小されすぎて非常に見づらいため、今後は何か違うやり方で示していただきたい。</p> <p>もう一つは生産緑地が経年でどれぐらいの割合で減少しているのか。最後に生産緑地の買取申出に対して、市として買い取ったものがあるか。</p>
事務局	<p>総括図については、検討するお時間をいただきたい。</p> <p>生産緑地地区の面積の経年変化については、1年ごとの詳細なデータは、今持ち合わせていないが、平成6年の当初指定の際に約60ヘクタールであったと思うため、30年間で約40ヘクタールの減少である。</p> <p>生産緑地の買取申出に対する市の買取実績はない。</p>
委員	<p>買い取らないという判断に至った理由があれば教えていただきたい。</p>
事務局	<p>それぞれの土地に対しどのような利活用ができるか、また買取希望金額等を踏まえて総合的に検討した結果、買い取らないという判断に至っている。</p>
委員	<p>2022年問題が全国的にも非常に課題ということで、日進市は少し遅れているが、大量に生産緑地が解除され得るという重要な局面がこの1年だと感じている。現在の日進市の総合計画の将来都市像のひとつに、「人とみどりを大切にすまち」とあり、これを守っていくためには、生産緑地の課題はとても大きいと考える。主たる従事者の故障や死亡等の事情はあるものの、生産緑地のメリットも当然あることから、できる限り生産緑地を維持していただけるよう市としても手法を検討していく必要があると考える。</p>
議長（会長）	<p>議論は出尽くしたようであるので、議題2「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」について、採決を行う。</p>

委員一同	(挙手 反対なし、賛成9名)
議長(会長)	全員賛成により、議題2「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」については、原案のとおり可決する。 次の議題に移る。
事務局	議題3「名古屋都市計画公園の変更」について説明する。 資料No.3をご覧いただきたい。 現在香久山西部土地区画整理事業が行われているが、その進捗状況に伴い整備される公園について、都市計画決定を行うものである。 今回3つの公園が新たに整備されるが、その名称については、現時点で決まっていないため「香久山西部1号公園」「2号公園」「3号公園」としているが、公園がオープンするまでには最終決定された名称に変更となる。 種別については、今回整備する公園はいずれも面積が1ヘクタール未満の「街区公園」となる。また、番号については街区公園を表す「2」、1ヘクタール未満の面積を表す「2」、本市の都市計画公園に採番される通番を並べて設定している。 3ページの理由書には整備する公園の位置について、公園の利用者を考慮して配置感覚に片寄りがないように配置していることを記載している。また、4ページには土地区画整理法に規定された公園面積を充足していることを記載している。 公園の具体的な場所や形状については、8ページからのA3図面でご確認いただける。これらは各公園の区域が何で区切られているか等を示すため法令等で定められた計画図、仮換地図、測量図である。 6ページをご覧いただきたい。これまでの経緯と今後の予定を説明する。 生産緑地と同様にこちらでも説明会を8月7日に開催し、参加者が2名であった。その後愛知県の事前協議を行い、異存なしと回答いただき、都市計画課の窓口等で案の縦覧を実施した。縦覧者は5名で意見書の提出はなかった。 こちらの今後についても本審議会でも認められた後、愛知県知事への協議を行い、異存なしと回答いただければ、年内を目途に都市計画変更の決定・告示を行う予定である。 公園については、以上である。
議長(会長)	事務局の説明に質問はあるか。
委員	街区公園の維持管理はどこが行っているのか。
事務局	各公園によってさまざまであるが、シルバー人材センターで行っている場合もあれば、地元の公園愛護会で行っている場合もある。
委員	そういうものに対する補助金はあるか。
事務局	シルバー人材センターについては委託料を支払っている。公園愛護会についても報奨金という形で支援している。
委員	基本的に管理者は日進市ということか。
事務局	市が所有する公園については、市が維持管理を行っている。

委員	<p>街区公園と近隣公園の違いについて教えていただきたい。</p>
事務局	<p>一般的に近隣公園は概ね2ヘクタールの面積で、その公園から半径500メートル程の住民が利用する公園と言われている。本市では野方三ツ池公園や株山中央公園等6公園が該当する。</p> <p>一方で街区公園は概ね0.25ヘクタールの面積で、半径250メートル程の住民が利用すると公園と言われ、近隣公園よりも規模が小さいものである。</p>
委員	<p>今回のように土地区画整理事業で整備する公園の位置については、誰が決められているのか。土地区画整理事業の事業主体である組合か。</p>
事務局	<p>土地区画整理組合が事業計画を作成する際に、公園の位置を検討している。検討経緯を詳細に確認したわけではないが、一般的には、街区公園であれば住民が利用する目安の範囲である半径250メートルの円を書き、区画整理地区内がその円で覆われるように位置を決めているものとする。</p>
委員	<p>平成29年に土地区画整理事業が認可されており、今回の街区公園についての都市計画変更が令和5年の予定だが、都市計画変更の時期は適切か。</p>
事務局	<p>公園の具体整備の際には、都市計画決定された公園であれば愛知県の補助金を活用できる場合がある。このため、土地区画整理事業全体の進捗における公園の整備時期の前に都市計画決定を行うことは適切だと考える。</p>
委員	<p>土地区画整理組合が施行区域の中で、法律を基に宅地や公園を配置した計画図を作成し、事業の進捗状況により整備がほぼ確定したものから、本審議会に諮り都市計画決定をしていく、という理解でよろしいか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。昨年度の香久山西部土地区画整理地区内における用途地域の変更についても、同様の考え方で実施している。</p>
委員	<p>整備される公園が具体的にどういう公園になるか、どのように維持管理をしていくか、といったことは、誰が、どのように決めていくのか。</p>
事務局	<p>今回の公園については現時点で決まっていないが、例えば赤池箕ノ手土地区画整理事業で整備される公園については、基本設計の際に、ワークショップやパブリックコメント等により地元の意見を取り入れながら、整備される遊具等を決めているため、今回も同様に進めていくものと考えている。</p>
委員	<p>それぞれの公園について、窪んでいる部分はあるか。</p>
事務局	<p>ごみ置き場と思われ、都市計画公園に含めることができないため窪んだ形となっている。</p>
委員	<p>1号公園について、西側の区画整理地区外の住民に対して、公園ができる旨の案内は実施しているか。また、公園の出入口がどこに設置されるか決まっていれば教えていただきたい。</p>

事務局	今回の都市計画決定について、西側の区画整理地区外住民に対して個別に案内は実施していないが、市のホームページや広報で市民全体に対して案内している。また、公園の出入口の位置についてはまだ決まっておらず、今後の整備段階で決定されるものである。
委員	1号公園については面積も大きいので、こういった公園が整備されるのかを早めに案内する等、近隣住民への配慮をお願いしたい。 通常、都市計画決定後の公園整備に対する住民への説明はどのようになされるのか。
事務局	まず都市計画決定までの説明としては6ページに記載のとおり、ホームページや広報で案内をした上で、説明会や計画案の縦覧を実施している。今後については、公園を整備する段階で、ワークショップ等により地域住民の理解を得ながら整備を進めたいと考えている。
委員	良い公園作りには、できるだけ住民の意見を取り入れながら整備を進めることがとても重要だと思うので、それを今後ぜひお願いしたい。
議長（会長）	議論は出尽くしたようであるので、議題3「名古屋都市計画公園の変更」について、採決を行う。
委員一同	（挙手 反対なし、賛成9名）
議長（会長）	全員賛成により、議題3「名古屋都市計画公園の変更」については、原案のとおり可決する。 事務局より、他に連絡事項があればお願いしたい。
事務局	次回の都市計画審議会は、令和6年1月～2月を予定する。日程は改めて調整する。
議長（会長）	以上をもって、本日の会議を終了する。

<終了>